

ヒルフェ通信(3月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆【重要】令和7年4月から報告書式が変わります

令和7年4月から、定期報告の際の「後見等事務報告書」、「財産目録」の書式が新しくなります。つきましては、次回以降の定期報告では、新書式を用いていただきますようお願いいたします。新書式・記載例は、最高裁判所のウェブサイトにも既に掲載されています。東京家庭裁判所後見サイトには令和7年4月以降に掲載予定です。いずれかのウェブサイトからダウンロードしてお使いください。

【書式変更に伴う注意点】

- ・通帳写し等の添付資料に変更はありません。また、定期報告の時期も変わりません。
- ・以前の書式を用いた場合、新書式での再提出を求められる場合があります。
- ・定期報告と同時に報酬付与の申立をする場合は、「報酬付与申立事情説明書」についても新しい書式を使用してください(令和7年4月以降、後見サイトに掲載予定)。

【報告書式の入手はこちらから】

最高裁判所ウェブサイトからダウンロード

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/index.html>

東京家庭裁判所後見サイトの該当ページからダウンロード(令和7年4月以降)

「第3 後見人等のための書式」に掲載予定です。

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/koukennin_sennin/index.html

新書式に対応した新しいハンドブックは令和7年4月に後見サイトに掲載予定です。

◆ヒルフェ広報だより

年度末を前に、いろいろとあわただしくなってきました。

ヒルフェでは、9月から始まった社団基礎研修30時間を終え、効果測定、面接を経て、新たに37名の名簿登載者が増えました。これまでヒルフェ会員のいなかった地区に会員が誕生したり、会員数が増えて、これまであまり活発でなかった地区活動が動き始めたりなど、うれしい情報も入ってきています。



そんな中、葛飾区社会福祉協議会葛飾区成年後見センターより、講師依頼をいただきました。葛飾区成年後見センターでは、「終活講座」として、シリーズで様々なテーマのセミナーを一般の方向けに開催しており、ヒルフェには、「将来への備え方～任意後見制度～」というテーマでご依頼をいただきました。講師は葛飾地区会員と、ヒルフェ広報で務めさせていただく予定です。このセミナーは3月4日開催なので、この記事が掲載されることには終了しており、次回ご報告できると思います。

また、ほぼ同時ともいえるタイミングで、品川区社会福祉協議会品川成年後見センターからもセミナー講師のご依頼をいただきました。こちらもシリーズで、「成年後見制度普及啓発講座」を区民向けに開催されており、年度末最後の枠で、エンディングノートや遺言をテーマに「知って役立つ！私の遺志の伝え方」としての講義のご依頼をいただきました。品川区社会福祉協議会からのご依頼は初めてのことで、今回はヒルフェの広報で担当させていただくことになりました。

成年後見を担う団体も増えている中、このようにヒルフェにご依頼いただくのは大変ありがたい光栄なことです。地道な地区活動の成果が少しずつ表れているのではないかと思います。

今回のセミナーは2件とも区民向けで人数も限られており、地区会員の方々に数多くご参加いただけないのが残念なのですが、今後の地区活動が少しでもやりやすくなるよう、また次につなげることができるよう、心して臨みたいと思います。

(広報担当理事 高山久美子)